

(介護予防) 通所リハビリテーション重要事項説明書

1 施設の名称及び所在地

施設名称	介護老人保健施設 葵の園・椿
所在地	東京都足立区椿二丁目 3 番 1 号
法人名	医療法人社団 葵会
代表者名	理事長 新谷 幸義
電話番号	03-5647-1122
サービスの種類	通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
介護保険事業者番号	1352180051

2 事業の目的

加齢に伴い生ずる心身の変化に起因する疾病等により、要支援、要介護状態等となり、介護、機能訓練並びに看護及び医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションのサービスを提供し、もって保険医療の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

3 運営の方針

(1) 通所リハビリテーション

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能維持・向上を図るものとする。

(2) 介護予防通所リハビリテーション

利用者が要支援 1、2 の状態になった場合においても、その人の生活・人生を尊重し、生活機能の維持・向上を積極的に図り、できる限り自立した生活を送れるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の自立支援を図るものとする。

4 職員の職種・員数

管理者	介護職員	相談員	作業療法士・理学療法士等
1 名	4 名以上	1 名	1 名以上

5 営業日及び営業時間

営業日	営業時間等
月曜日～土曜日	午前 9 : 00～午後 4 : 00
日曜日	定休日
年末・年始	12 月 31 日～1 月 3 日：休業

6 利用定員及び設備等

定員	食堂	機能訓練室	浴室	相談室	送迎車
40名	1室	1室	4室	2室	5台

7 サービスの内容

- (1) 送迎：送迎時間は、利用者の安全を最優先に行ってています。
- (2) 食事：栄養のある献立を考慮し、利用状況、嗜好等に応じて楽しい雰囲気つくりに心掛けています。
- (3) 入浴：利用者の身体の清潔を保持するように心掛けています。
- (4) 機能訓練：日常生活動作を含む利用者の機能保持及び機能訓練を図っています。
- (5) 生活相談：利用者の基本的人権を尊重し、平等に接し、食事、趣味活動を通じて心身の健康維持、増進及び機能回復に努めています。

8 サービスの利用料

※下記料金は、足立区の地区単価（11.10円）で計算されています。

（1）通所リハビリテーション利用料

	介護保険適用時の 自己負担額	自己負担利用料	
		教養娯楽費(円) (選択制)	食事代(円) (選択制)
		利用料(円)	
（）内は2割負担 《》内は3割負担			
	6～7時間未満		
要介護1	794(1,588)《2,381》	実費	700
要介護2	944(1,887)《2,831》	実費	700
要介護3	1,089(2,178)《3,267》	実費	700
要介護4	1,262(2,524)《3,786》	実費	700
要介護5	1,432(2,864)《4,296》	実費	700

各加算項目（上記の料金表以外に、サービス内容に応じて別途加算があります）

（）内は2割負担 《》内は3割負担

入浴介助加算（I）	入浴時	45円(89)《134》/回
入浴介助加算（II）	入浴時（対象者のみ）	67円(134)《200》/回
サービス提供体制加算（I）	介護福祉士を70%以上配置	25円(49)《74》/回
サービス提供体制加算（II）	介護福祉士を50%以上配置	20円(40)《60》/回
サービス提供体制加算（III）	介護福祉士を40%以上配置	7円(14)《20》/回
リハビリテーションマネジメント加算（A）イ	開始月から6ヶ月以内	622円(1,244)《1,865》/月
リハビリテーションマネジメント加算（A）イ	開始月から6ヶ月超	267円(533)《800》/月
リハビリテーションマネジメント加算（A）ロ	開始月から6ヶ月以内	659円(1,317円)《1,975》/月
リハビリテーションマネジメント加算（A）ロ	開始月から6ヶ月超	303円(606円)《909》/月
リハビリテーションマネジメント加算（A）ハ	開始月から6ヶ月以内	881円(1,761円)《2,641》/月
短期集中個別リハビリテーション	退所（院）又は要介護認定を受けた日から起	123円(245)《367》/回

実施加算	算して3ヶ月以内	
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）	退所（院）又は通所開始日から起算して3ヶ月以内	267円（533円）《800》/回
認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	退所（院）又は通所開始日の月から起算して3ヶ月以内	2,132円（4,263円）《6,394》/月
リハビリテーション提供体制加算1	3時間以上4時間未満	14円（27円）《40》/回
リハビリテーション提供体制加算2	4時間以上5時間未満	18円（36円）《54》/回
リハビリテーション提供体制加算3	5時間以上6時間未満	23円（45円）《67》/回
リハビリテーション提供体制加算4	6時間以上7時間未満	27円（54円）《80》/回
リハビリテーション提供体制加算5	7時間以上8時間未満	31円（62円）《93》/回
重度療養管理加算	介護度3～5 医学的管理を実施	111円（222）《333》/月
栄養アセスメント加算	栄養アセスメントを実施（管理栄養士・看護職員・介護職員・生活相談員）	56円（111円）《167》/回
栄養改善加算	1月に2回まで	222円（444円）《666》/回
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	6か月毎に口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い介護支援専門員と情報を共有した場合	23円（45）《67》/回
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	口腔の健康状態又は栄養状態について確認を行い介護支援専門員と情報を共有した場合（栄養改善加算・虚空機能向上加算を算定している場合）	6円（11）《17》/回
口腔機能向上加算（Ⅰ）	1月に2回まで	167円（333円）《500》/月
口腔機能向上加算（Ⅱ）イ	3月以内、月2回を限度	172円（344円）《516》/月
口腔機能向上加算（Ⅱ）ロ	3月以内、月2回を限度	178円（356円）《533》/月
中重度ケア体制加算	中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定通所リハビリテーションを行った場合。	23円（45）《67》/月
送迎減算	事業所が送迎を行わない場合、片道ごと減算	▲53円（105）《157》/月
生活行為向上リハビリ加算	開始日の属する月から6ヶ月以内	1,388円（2,775）《4,163》/月
退院時共同指導加算	1回限り	666円（1,332円）《1,998》/月
科学的介護推進体制加算	サービス提供の情報の共有	45円（89円）《134》/月
介護職員処遇改善加算Ⅰ	総単位数に、8.6%を乗じた額	

※教養娯楽費：個別の趣味活動や各種クラブ活動に係る材料費等（実費）になります。

都度内容及び費用をご案内いたします。

（2）介護予防通所リハビリテーション利用料

	介護保険適用時の 自己負担額	自己負担利用料		
		利用料（円） （）内は2割 《》内は3割	教養娯楽費（円） (選択制)	食事代（円） (選択制)
要支援1	2,518(5,035) 《7,553》		実費	700
要支援2	4,693(9,386) 《14,079》		実費	700

各加算項目（上記の料金表以外に、サービス内容に応じて別途加算があります）

(() 内は 2 割 《》内は 3 割)

一体的サービス提供加算	1 か月につき	533(1,066) 《1,599》 円/月
生活行為向上リハビリ加算	開始日の属する月から 6 ヶ月以内	624(1,248) 《1,872》 円/月
予防通所 12 月超 21	利用を開始した日の属する月から起算して 12 ヶ月を超えた機関に介護予防通所リハビリテーションを行った場合の減算（要支援 1）	▲134 (267) 《400》 円/月
予防通所 12 月超 22	利用を開始した日の属する月から起算して 12 ヶ月を超えた機関に介護予防通所リハビリテーションを行った場合の減算（要支援 2）	▲267(533) 《800》 円/月
栄養アスマント加算	栄養アセスメントを実施（管理栄養士・看護職員・介護職員・生活相談員）	56(111) 《167》 円/月
栄養改善加算	栄養改善サービスの提供にあたり居宅を訪問	222(444) 《666》 円/月
口腔・栄養スクリーニング加算（I）	6 か月毎に口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い介護支援専門員と情報を共有した場合	23 円(45) 《67》 /回
口腔・栄養スクリーニング加算（II）	6 か月毎に口腔の健康状態又は栄養状態について確認を行い介護支援専門員と情報を共有した場合（栄養改善加算・虚空機能向上加算を算定している場合）	6 円(11) 《17》 /回
口腔機能向上加算（I）	1 月に 2 回まで	167 円 (333 円) 《500》 /月
口腔機能向上加算（II）	3 月以内、月 2 回を限度	178 円 (356 円) 《533》 /月
若年性認知症利用者受入加算	1 か月につき	267 円 (533 円) 《800》 /月
科学的介護推進体制加算	サービス提供の情報の共有	45 円 (89 円) 《134》 /月
サービス提供強化加算（I）1	介護福祉士を 70% 以上配置	要支援 1 98(196) 《293》 円/回
サービス提供強化加算（I）2	介護福祉士を 70% 以上配置	要支援 2 196(391) 《586》 円/回
サービス提供強化加算（II）1	介護福祉士を 50% 以上配置	要支援 1 80(160) 《240》 円/回
サービス提供強化加算（II）2	介護福祉士を 50% 以上配置	要支援 2 160(320) 《480》 円/回
サービス提供強化加算（III）1	介護福祉士を 40% 以上配置	要支援 1 27(54) 《80》 円/回
サービス提供強化加算（III）2	介護福祉士を 40% 以上配置	要支援 2 54(107) 《160》 円/回
介護職員処遇改善加算 I	総単位数に 8.6% を乗じた額	

（3）お支払方法

- ア 利用者は、事業所に対し本契約に基づくサービスの対価として利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの計算額及び利用者が個別に利用したサービス提供に伴い必要となる額を支払う義務があります。
- イ お支払の方法は、口座振替（自動引落）となりますので、入所契約時に「預金口座振替書・自動払込利用申込書」に必要事項をご記入ください。（口座振替の開始まで時間を要します）
- ウ 事業者は、当月の料金の合計額を請求書に明細を付して、翌月 15 日までに利用者に通知します。利用者は、当月の料金の合計を翌月に支払うものとします。
- エ 事業者は、自動振替による入金処理が確認できた時点で、領収書を発行し、翌月分の請求書を送付する際に、同封します。

9 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずはお電話でご連絡ください。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は事前に担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）にご相談ください。

(2) サービスの終了

ア 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスを終了する1週間前までにお申し出ください。

イ 事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等の止むを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は終了1ヶ月前までに文書にて通知いたします。

ウ 自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

① 利用者が施設に入所した場合。

② 介護保険給付を受けていた利用者の要介護、要支援区分が非該当（自立）と認定された場合

③ 利用者がお亡くなりになった場合

エ その他

① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者や家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または事業者が破産した場合は、利用者は即座にサービスを終了することができます。

② 利用者や家族等が事業者のサービス従事者または他の利用者に対し、暴言、暴力、いやがらせ等、サービス提供に著しく支障をきたす行為を行った場合は、事業者は即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

10 サービスの現状及び留意事項

(1) サービスの現状

項目	有無	備考
男性職員の有無	有	—
時間延長の有無	無	—
従業員への研修の実施	有	—
サービスマニュアルの有無	有	—

(2) サービス利用にあたっての留意事項

ア 利用者は他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利、機会等を侵害してはならない。

イ 利用者は事業者の設備、備品等の使用にあたって、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合、賠償するものとする。

11 送迎区域

施設より概ね片道 5 km以内とする。

1. 足立区全域 2. 北区北東部 3. 荒川区北部 4. 川口市南部

12 非常災害対策

- (1) 防災時の対応：施設の消防計画による。
- (2) 防災設備：前 (1) 項の規定に沿った設備を設置。
- (3) 防災訓練：年 2 回実施。

13 事故発生時の対応

- (1) 事故発生時は、速やかに家族、関係機関に連絡し対応致します。
- (2) サービスの提供に伴って事業者の責めに帰すべき事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対して損害を賠償致します。

14 緊急時の対応方法

事業者は現に（介護予防）通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者の健康状態が急変した場合、医師、看護職員により必要な措置を講ずるほか、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡いたします。ただし、家族と連絡が取れない場合は、家族とのご連絡が事後報告になる場合があります。

15 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害時において早期の業務再開を図るため、以下について必要な措置を講じます。

- (1) 業務継続計画の策定と職員への周知
- (2) 定期的な研修及び訓練の実施（年各 2 回）
- (3) 定期的な業務継続計画の見直しと必要に応じた変更

16 感染症対策

施設の設備や飲用水等の衛生管理に努めるとともに、必要に応じて保健所等へ相談・指導を求め連携に努めます。また、発生が予想される感染症に対し、以下について必要な措置を講じます。

- (1) 感染症対策に関する指針の整備
- (2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会の開催
- (3) 職員に対しての定期的な研修の実施

17 高齢者虐待防止

利用者等の人権擁護・虐待の発生を防止するため担当者を設置し、以下について必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための指針の整備
- (2) 虐待防止のための委員会の定期的な開催とその結果についての職員への周知
- (3) 職員に対してのハラスメント等ストレス対策を含む虐待防止のための定期的な研修

また、サービス提供中に当施設職員又は養護者（現に養護している家族、親族、同居人

等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

18 身体拘束等の適正化

施設では原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害のおそれがある等緊急やむを得ない場合は、施設長又は医師が判断し説明と同意を得た上で、身体拘束その他利用者の行動を制限する場合があります。この場合、当施設の医師がその様態及び時間・心身の状況・緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載します。

その他、以下について必要な措置を講じます。

- (1) 身体拘束等の適正化に関する指針の整備
- (2) 身体拘束適正化のための委員会の定期的な開催
- (3) 職員に対しての定期的な研修

19 サービス内容に関する相談・苦情

(1) 施設ご利用相談・苦情担当

苦情窓口　　支援相談員　　連絡先　　電話 03-5647-1122

(2) その他

区市町村の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

東京都国民健康保険団体連合会（苦情窓口）　　電話：03-6238-0177

足立区役所 福祉部 介護保険課 事業者指導係　　電話：03-3880-5111(代表)

基幹地域包括支援センター　　電話：03-6807-2460

(説明・交付日)

令和 年 月 日

(介護予防) 通所リハビリテーションの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明致しました。

[事業者] 所在地 東京都足立区椿二丁目 3番 1号
名 称 医療法人社団 葵会
介護老人保健施設 葵の園・椿

説明者 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から (介護予防) 通所リハビリテーションについての重要事項の説明を受けました。

<利 用 者> 住 所 _____

氏 名 _____ 印

<身元引受人> 住 所 _____
(連帯保証人)

氏 名 _____ 印

続 柄 _____